

東大阪市告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国帰国者支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次の指定医療機関から変更等の届出があったので、法第55条の3第2号（中国帰国者支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年9月9日

東大阪市長 野田 義和

変更等の届出があった医療機関

別紙のとおり

医療機関コード	名称	住所	診療科目	廃止日	変更日	電話番号
271-5005233	フセ眼科	大阪府東大阪市俊徳町 1丁目6番35号	眼	令和8年6月30日		06-6729-7539
271-5012627	医療法人旭友会 池田 診療所	大阪府東大阪市大蓮北 2丁目5番1号	内 循 小	令和8年6月30日		06-6728-7548
274-5005187	弥刀さくら薬局	大阪府東大阪市友井2 丁目10番14号	調剤	令和8年6月30日		06-6730-5766
276-5092271	ONE'S 訪問看護ス テーション	大阪府東大阪市瓜生堂 1丁目1番11号	訪問看護		令和8年7月15日	072-966-0677